

## 1 校内生活について

- (1) 始業時刻（8：35、チャイムの鳴り始め）には着席しているよう、時間にゆとりを持って登校してください。朝のSHRに間に合わなかった時は、職員室で「登校確認届」に記入し、押印してもらい教室に行ってください。最終下校時刻（17：40）には校舎から出ているようにしてください。下校が遅くなる場合は家庭に連絡を取ってください。
- (2) 制服は所定のものを着用してください。（「服装規定」・「身だしなみの留意点」参照）  
※違反に対しては厳しく指導します。
- (3) 始業から放課後までは校外に出ることはできません。やむを得ず外出する場合は、担任に許可を得て所定の「外出許可証」を携行してください。
- (4) 校舎への出入りは、生徒昇降口（玄関）から行ってください。
- (5) 職員室、事務室などへの出入りは、品位のある身だしなみ、言動を心掛けましょう。
- (6) 盗難防止のために、必要以外の金銭や貴重品は学校に持参しないでください。所持金は必ず身につけるなど貴重品の自己管理に努めてください。体育や芸術など特別教室での授業や各種行事などで、ホームルームを離れる際、部活中は、部屋に鍵をかける、「貴重品袋」を活用する、担任に預ける、など盗難防止策の徹底を図りましょう。万が一、盗難に遭ったと思われる場合は、速やかに学校に申し出てください。
- (7) 各自の持ち物には、学年・組・氏名を必ず記入してください。上履きや通学用の靴にも記名してください。（毎年、履き間違いが発生しています）
- (8) 生徒間での金銭の貸借や物品販売はしないでください。
- (9) 教室、ロッカー、下足箱、部室などの整理整頓に心掛けましょう。
- (10) 部室は、朝のSHR開始から帰りのSHR終了までは、原則として使用禁止です。
- (11) 校内で掲示、印刷物の配布、集会の開催などが必要な場合は、学級担任又は部顧問を通じて係職員に申し出て許可をもらってください。

## 2 身だしなみについて （6 服装規定も参照してください）

高校は、知識や教養を身につけ、将来の進路を開拓していく場であるとともに、集団生活を通じて社会生活に必要なルールを守る意識や他への思いやりの心を身につける場でもあります。また、学校は「公的な場」であって決して「私的」な流行や価値観を持ち込む場ではありません。これから始まる3年間の高校生活では、人間として内面を磨くことが求められています。

前女生として、次に示すようなことは厳に慎んでください。違反者に対しては厳しい姿勢で指導します。

- ①染色・脱色・パーマなど頭髮に手を加えたり、必要以上に眉に手を加えたりすること。
- ②アクセサリ（指輪・ピアス・ネックレス・ブレスレットなど）装着、マニキュア、化粧。
- ③品位のない服装。（スカートを折ったり加工したりすること、スカートの下に体育着を着用すること、ブラウスの裾をしばること。）
- ④スカート丈を規定より短くすること。（短く加工した場合は再購入してもらいます。）

※冬期の寒さ対策、自転車に乗る際の安全対策などの観点から、特に冬期は制服のスラックス利用をご検討ください。（冬の教室は足元が冷えます。）

### 3 校外生活について

- (1) 外出する際は、本校が発行する「身分証明書」を携行してください。また、行き先や目的、帰宅予定時間などを家庭に知らせておきましょう。
- (2) 夜間の単独外出や、無断外泊はやめましょう。群馬県条例により、高校生は午後 10 時以降の外出は、警察の補導の対象となります。
- (3) 環境の良くない場所への出入りは非行や性被害などの要因となるので絶対にやめましょう。
- (4) 家族以外の者が運転する自動車への同乗はやめましょう（公共交通機関は除く）。性被害や交通事故の要因となります。バイクへの同乗も危険なので絶対にやめましょう。
- (5) 目的がはっきりしない集会などには、安易に参加しないように注意してください。  
地域の不良グループが、中学校の同級生などを通じて、集会への参加を呼びかけ誘ってくる場合があります。気軽に受け止めて一度集会に参加すると「入会」したことになります。「脱会」は容易ではなく、問題を引き起こしている事例が発生しています。
- (6) スマートフォン等を利用して、SNS 上に無断で他人の写真を掲載したり、自分の個人情報（写真を含む）を書き込んだりする例が出ています。中には特定の個人を誹謗中傷するような悪質な内容も見受けられます。被害者、加害者にならないよう**上記の行為は絶対に慎んでください。**
- (7) インターネット上で知り合った、未知の人には絶対に会いに行かないでください。（犯罪に巻き込まれて命を落とした例もあります。）

### 4 学校への届出、連絡について

- (1) 欠席、遅刻をする場合は、**保護者から理由を添えて学校・学級担任に連絡**してください。（群馬スクールネットメール連絡網または電話で）早退をする場合には事前に担任に申し出るとともに、家に到着した時点で学級担任に連絡してください。
- (2) 携帯電話、スマートフォン等など通信機器の校内持ち込みについては、所定の届け出が必要です。  
**また、朝の SHR 開始時より清掃終了までは電源を切って靴の中にしまってください。**
- (3) 本校では、「進路希望達成のため、学業を優先させる」という観点から、安易なアルバイトは極力実施させない方針をとっています。諸事情によりどうしてもアルバイトを希望する場合には、面接などに行く前に、まず、担任に相談してください。その上で、アルバイトをする場合には所定の手続きを経て、「アルバイト届」を提出してもらいます。
- (4) 旅行・登山（高校生の冬山登山は禁止されています）・キャンプなどを実施する場合は、保護者の同意を得た上で所定の「旅行届」（海外の場合は「海外旅行届」）を提出してください。また、**授業日には実施しないよう計画段階から注意してください。短期留学についても同様です。**（夏休みの最初の 1 週間は全員補習が計画されています）
- (4) 学割が必要な場合は**1 週間前までに**手続きをしてください。学割は、その取扱要項で使用目的が次のものに限られています。  
①部活動の大会参加等の教育活動 ②大学や美術館等の見学を主目的とする旅行 ③進学・就職のための受験④保護者の旅行への随行、親戚宅等への帰省 ⑤傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
- (5) 校外での集会などに参加する場合には、開催日時・場所・内容（目的）を事前に学級担任に届け出てください。

## 5 交通安全・防犯について

- (1) 毎日の通学路は、できる限り人通りの多い大通りを選びましょう。また、危険箇所をチェックして安全を確保してください。身の危険を感じたり、不審な行動をしている人をみかけたりしたら、その場で110番して下さい。(警察からもそのように言われています)
- (2) 徒歩で通学する際には、他の通行者の邪魔にならないよう、周囲に気をつけて歩きましょう。
- (3) 徒歩、自転車ともに、防犯、安全の観点から、イヤホン・ヘッドフォンをしたままで、通行するのはやめましょう。

### (4) 自転車を利用する場合

- ①自転車はしっかり整備して使用してください。
- ②無灯火・傘差し・二人乗り運転などの違反行為は絶対にやめましょう。事故や被害に遭う危険が増し、加害者になる可能性も出てきます。
- ③令和3年4月1日より、高校生の自転車乗車時のヘルメット着用が「努力義務」となりました。自転車に乗るときはヘルメットを着用してください。(ヘルメットは安全基準を満たしている物であれば学校の指定はありません。色、形は自由です。中学時のものでもかまいません)
- ④雨天時には傘でなく、雨ガッパを必ず着用してください。
- ⑤公共の駐輪場や街中での駐輪の際には、施錠し、マナーを守ってください。

- (5) 交通事故に遭ってしまった場合は、身体の安全確保が最優先です。

**怪我がない、または軽症の場合でも、まず必ず警察に連絡し、運転者の氏名・住所(電話番号)・車種やナンバーを控えておきましょう。**

登校したら、事故の概要を所定の「交通事故調査票」により学級担任に報告してください。

- (6) バイクの使用を認めるのは、基本的には「通学に著しい支障がある場合の通学」または「家業の手伝いにどうしても必要」など特別な事情がある場合に限定しており、それ以外は認めていません。何らかの事情でバイクの運転免許取得を希望する場合、保護者とよく相談の上、取得試験申込前に担任にご相談ください。学内の規定に沿って検討し回答いたします。詳しくは学校にお問い合わせください。
- (7) 自動車運転免許取得は、卒業式が済むまでは原則として認めていません。進路内定者で特別な事情があり自動車運転免許の取得を希望する場合は、保護者とよく相談の上、教習所に申し込む前に担任に相談してください。学内の規定に沿って検討し回答いたします。詳しくは学校にお問い合わせください。

### (8) 自動車での送迎・来校について

- ①送迎時には基本的には駅のロータリーなど、乗り降りするための場所を利用してください。来校時にはコインパーキングなどをご利用ください。
- ②学校の北側道路上では絶対に乗り降りしないでください。(狭いため、歩行者、自転車通学者が危険な目に遭います。他の生徒を守るためご協力をお願いします)
- ③ケガなどの事情があり構内に乗り入れを希望する場合には、許可証を発行しています。担任に申し出てください。
- ④学校周辺の道路で長時間自家用車を停車しないようお願いします(近隣の方より苦情が来ています)。学校周辺の民間契約駐車場、空き地への出入りも避けてください。

## 6 服装規定について

- [上 衣] 紺サージ（日本毛織 CP100）の背広式ブレザー、前打合せ、ダブル、剣衿、六つボタン。ポケットはフラップポケットとする。
- [ベ ス ト] 紺サージ（冬服：日本毛織 CP100、夏服：日本毛織 S100）、前打合せ、ダブル、二つボタンとする。
- [スカー ト] 紺サージ（冬服：日本毛織 CP100、夏服：日本毛織 S100）、前後とも三本ずつの箱ひだをとる。脇にポケットをつけること。長さは膝の中心とする。ウエスト部分を折り返さない。※短くした場合、短くなった場合には丈出しをお願いしています。
- [スラックス] 紺サージ（冬服：日本毛織 CP100、夏服：日本毛織 MZL70）、共ベルト、右脇にポケットをつける。

※ボトムスはスカート、スラックスから選択する。（両方購入してもかまいません）

※夏のボトムス、夏のベストは自由購入ですが、購入することをお勧めします。

- [ブ ラ ウ ス] 白ブロード、丸衿、前身に装飾として左右四本ずつのピンタックをいれる。  
袖は長袖、または半袖とする。  
※長袖はインナースタイルの着用、半袖はオーバースタイルの着用を原則とする。
- [ 靴 ] 高校生にふさわしいものとする。
- [校 章] 四季を通じて必ずジャケットの左襟につけること。ベストの場合は左胸とする。
- [カーディガン] 指定のカーディガンのみ認める（準制服）。  
校内では、カーディガンで生活することを認める。  
登下校時は、ジャケットまたはベストを着用し、カーディガンのみで登下校しない。  
コートの下には必ずジャケットを着用する。  
※式典（入学式、開校記念式、卒業式）には制服（前女ベストは可）を着用する。
- [上 履 き] 規定のものを使用すること。学年ごとの色指定あり。  
※冬に靴下を重ね履きすることを考えると少し余裕がある方がいいかもしれません。
- [下 履 き] ローファー・スニーカー等が望ましい。（降雨雪時はその限りではない。）
- [コ ー ト] 華美でない高校生らしいものを着用する。色や形など詳しいことは入学後に案内します。コートの下には、必ずジャケットを着用する。
- [ソ ッ ク ス等] 色⇒白・黒・紺色の無地（ワンポイントは可）。大きい文字やロゴ、リボン等の付属物は不可。  
長さ⇒くるぶしの骨が完全にかくれる長さ～膝下。  
防寒用タイツ⇒黒・紺・肌色の無地（肌の透けない厚いもの）。  
※レグウォーマーは禁止。スパッツは靴下を重ねて肌が見えないようにする。

## 身だしなみ の留意点

ピアス、ブレスレット、ネックレスなどのアクセサリーをしない。

自然な色・形（染色・パーマなど手を加えない）。ピンやゴムは黒、濃茶、濃紺などの目立たない色で、形が地味なもののみ可。

ノーメイク。眉などをいじったり描いたりしない。日焼け止め、リップは色のつかないもの。

ピアス穴をあけない。

襟元は校章のみ。

爪を伸ばしたりマニキュアをしたり磨いたりしない。

ジャケットやブラウスの裾は規定通り。短くしない。

スカート丈は膝中心の長さ。

スカートの代わりにスラックスでもよい。（冬は冷えるので冷えやすい人はスラックスがお勧め。）

ソックスは白・黒・紺の無地（ワンポイントはOK）。長さはくるぶしの骨が完全に隠れる長さ～膝下。

上履きの踵を踏まない。

通学用靴はローファー、スニーカー等。



## 7 通学に関する自転車利用について

- (1) 自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可願」(様式-3)を係に提出し許可を得てください。(自宅から最寄り駅まで利用する場合も含む)
- (2) 許可条件等
- ①本校より直線距離にして1.0キロメートル以上あること。「許可範囲図」参照  
(ただし、前橋駅からの自転車利用は許可しない。)
  - ②自転車が整備されていること。
  - ③本人の氏名が記入された雨ガッパ等を所有していること。  
年度当初に所持の有無を検査するので、準備をしておいてください。学校指定のものはないので、中学校で使っていたものなどを利用しても構いません。
  - ④自転車用ヘルメットを着用すること。学校指定のヘルメットはありません。各自準備してください。
  - ⑤特別の事情による申請がある場合には、生徒指導部で審議をした上で、許可することがあります。担任を通じてご相談ください。
- (3) 自転車による通学が許可された生徒は、本校所定のステッカーを自転車後輪泥よけ上部に貼り付けてください。ステッカーのない自転車での通学は認めません。
- (4) 以下の各項のいずれかに該当する生徒に対しては、自転車通学許可を取り消す場合があります。
- ①整備不良、改造などが認められる自転車を使用している場合。
  - ②交通安全規定違反やマナーの低下が認められる場合。
  - ③所定の場所以外での駐輪を繰り返した場合。
  - ④傘差し、二人乗り、携帯電話を使いながらの運転が認められた場合。
  - ⑤ヘッドホン、イヤホン等を利用しながらの運転が認められた場合。
  - ⑥ヘルメットを着用しないでの運転が認められた場合。
  - ⑦その他、本校の交通安全に関する諸指導に従わない場合。

### 特別指導について (学則より)

(懲戒)

第34条 校長は、教育上必要があると認めるときは生徒を懲戒することがある。

2 懲戒は、退学、停学、訓告、その他とする。

3 懲戒による退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、又はその他生徒としての本分に反した者